

農用地区域変更（編入）協議依頼書

年 月 日

井原市長 殿

協議依頼者 住所  
 (土地所有者又は フリがな  
 相続人代表者) 氏名  
 電話番号

※氏名は、署名又は記名押印

下記のとおり井原農業振興地域整備計画の農用地区域の変更(農用地区域への編入)をしていただきたいので、関係機関と協議してください。

記

申出地の所在	井原市		
地 目		面 積	m <sup>2</sup>
所 有 者 (土地登記名義人)	住所		
	氏名		
編 入 目 的	_____制度に取り組むため。		
編 入 理 由	申出地を_____に追加し、_____制度に取り組むにあたり、農用地区域に編入することが必要になったため編入の依頼をするもの。		
補助制度の 対象地の 確 認	_____年____月____日 農用地区域へ編入された場合は、_____制度の対象地になる条件を備えていることを市担当者に確認しました。		
	_____年____月____日 農用地区域へ編入された場合は、_____に追加される見込みであることを、代表者に確認しました。		
隣地所有者 等への説明	_____年____月____日 隣接する全ての農地の所有者（耕作者）に対し、農用地区域への編入についての説明を終えました。		

注意事項	農用地区域へ編入されたときは、農地転用が制限されます。 また、一度編入された土地は、補助制度の対象地ではなくなったときでも、除外の要件に該当しなければ、農用地区域からの除外が認められません。
------	--

添 付 書 類	摘 要
相 続 人 同 意 書	申出地の所有者が死亡している場合（様式有）
( 別 紙 ) 同 意 書	遠方に居住している等で「相続人同意書」に署名できない場合に、相続人同意書に記名したうえで添付（様式有）
委 任 状	協議依頼者ではない者が協議依頼書を窓口へ提出する場合 ※担当者名・連絡先を記載

相続人同意書

年 月 日

井原市長 殿

相続人代表者

続柄

住所

氏名  
(署名)

※署名が困難な場合は記名押印

下記「2. 被相続人」の相続権がある者は、私及び「3. 相続人」に記載の者のほかにありません。「1. 申出地の所在」の土地に係る権利及び義務の一切の事項は、私が責任をもって対応します。

記

1. 申出地の所在

井原市
-----

2. 被相続人

住所	
氏名	

3. 相続人

上記「1. 申出地の所在」に記載の土地について、「相続人代表者」に記載の者が井原農業振興地域整備計画の農用地区域への編入手続きを行うことに同意します。

注意事項	農用地区域へ編入されたときは、農地転用が制限されます。 また、一度編入された土地は、補助制度の対象地ではなくなったときでも、除外の要件に該当しなければ、農用地区域からの除外が認められません。
------	--

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

※署名が困難な場合は記名押印。同意書を別紙で添付する場合は記名。

3. 相続人（続紙）

上記「1. 申出地の所在」に記載の土地について、「相続人代表者」に記載の者が井原農業振興地域整備計画の農用地区域への編入手続きを行うことに同意します。

注意事項	農用地区域へ編入されたときは、農地転用が制限されます。 また、一度編入された土地は、補助制度の対象地ではなくなったときでも、除外の要件に該当しなければ、農用地区域からの除外が認められません。
------	--

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

続柄		同意日	年 月 日
住所			
氏名 (署名)			

※署名が困難な場合は記名押印。同意書を別紙で添付する場合は記名。

(別紙)

同意書

年 月 日

井原市長 殿

相続人

続柄

住所

氏名  
(署名)

※署名が困難な場合は記名押印

下記「1. 申出地の所在」に記載の土地について、「3. 相続人代表者」に記載の者が井原農業振興地域整備計画の農用地区域への編入手続きを行うことに同意します。

記

1. 申出地の所在

井原市
-----

2. 被相続人

住所	
氏名	

3. 相続人代表者

続柄	
住所	
氏名	

注意事項	農用地区域へ編入されたときは、農地転用が制限されます。 また、一度編入された土地は、補助制度の対象地ではなくなったときでも、除外の要件に該当しなければ、農用地区域からの除外が認められません。
------	--